

社会資本整備審議会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
第5回議事要旨（案）

日 時：平成19年 9月27日（木）13：00～15：00

場 所：全国町村会館 ホールA

議事要旨（案）

1. 第4回合同会議を踏まえた修正点について

（現場分別について）

- 「中間処理業者」の課題に記載している内容は、中間処理業者の課題ではなく施工者の課題ではないか。（米谷委員）
- 施工者と中間処理業者の共通課題であるため記載しているが、誤解を防ぐため「施工者の」と文頭に追記すべきである。（高戸委員）

（再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について）

- 「設計者」の原因に記載している内容は、解体工事だけでなく、新築工事に関することと認識していることから、「新築工事」にしたほうがよいと考える。（米谷委員）
- 新築時の設計図書等が解体時まで伝達されていれば、廃棄物発生量を把握することができるが、現状はほとんど伝達されていない。新築時の設計図書等が解体時に伝達されていない場合には、解体工事を実施する前に建築物より廃棄物発生量・工法等を推測する必要がある。（村上委員）
- 建設工事現場から中間処理業者へ再資源化が困難な物を持ち込まれることが課題であるため、「中間処理業者」の課題にその旨を追記していただきたい。（後藤委員）
- 「資材製造業者」の課題に記載している広域認定制度の活用は、解体工事に限定するものでないため、「解体工事」は削除すべき。（米谷委員）
- 「資材製造業者」の「検討の方向性」に記載している資材製造業者による廃棄物の回収は、トラックの保有台数等の現状に鑑みて困難であるため、産業廃棄物の収集運搬業・中間処理業の役割が重要である。（村上委員）
- 「資材製造業者」の課題に記載している内容は、解体工事のみではないため、「分別解体や現場分別後の廃棄物について」と追記すべきである。また、広域認定制度の活用が図られていない原因として、建設工事現場、資材メーカーの分別方法等に関する情報が共有化されていないことがあるため「広域認定制度および再生利用認定制度を活用するための分別方法の情報が提供されていない」と追記すべき。（平田委員）
- 「資材製造業者」の「検討の方向性」について、誤解を招かないように、「資材製造業者が再資源化の役割を一部担えないか」と修正すべき。（平田委員）

2. 建設リサイクル推進施策の理念（案）

3. 「建設リサイクル推進施策に係る方策について」中間とりまとめスケルトン（案） について

- 現行の「建設リサイクル推進計画2002」では、5年後を目標としてきた（参考として10年目標）。中期は5年ないし10年、長期は10年以上というイメージである。（事務局）
- 資料3と資料4との関係を明確にし、施策の具体的な方向性を示すべき。現行の「建設リサイクル推進計画2002」の各種施策の総括が必要である。（米谷委員、高戸委員）
- 廃棄物の再資源化にはコストがかかるため、静脈は動脈と比較して不利な状況にある。そこで、中長期で経済的な手法を検討し、財政的支援も含めた対策が必要である。（後藤委員）
- 発生抑制について、経済的手法や拡大生産者責任の考えを取り込むなど、より具体的な施策が必要である。（大塚委員）
- リサイクルには物流管理が重要である。情報管理を行うことにより実態を把握でき、関係者間の連携、不法投棄防止・適正処理推進、費用分担の明確化、需給バランス・リサイクル市場の活性化等に効果がある。（古市委員）
- 中長期的方向性で3Rと熱回収をバランスよく、かつ、わかりやすく記載することで、関係者が進むべき方向性が明確になる。また、効果の「見える化」の前に情報の把握および発信が重要である。（崎田委員）
- 企業の社会的責任（CSR）に関連する箇所にも、「見える化」について言及すべき。中間処理業者や収集運搬業者の情報公開により、発注者もよりよい企業を選別でき、また日頃より努力している企業が評価される。（野城委員）
- 建設廃棄物発生、処理、再生利用は地域によって、それぞれ空間密度が異なるため、地域レベルで取り組みを行っていく視点を入れるべき。（野城委員）
- 天然資源の投入を最小化することについて、資料5スケルトン（案）に記載されていない。とくに、木材や土砂における天然資源の投入を抑制する必要がある。（佐藤委員）
- 少子高齢社会になり地域の崩壊などがあるなかで、建設リサイクル・建設業がどのような位置付けにあるのかを踏まえて、まちづくりや地域との連携など横断的な取り組みが必要である。（佐藤委員）
- 資料3「課題に対する検討の方向性について（案）」について、短・中・長期的な視点や、各企業での対応、国の施策での対応の観点から整理を行い、資料4「建設リサイクル推進施策の理念（案）」に結びつける必要がある。（米谷委員）
- リサイクル法は規制緩和のための法と理解している。リサイクル法を強化しても、不法投棄根絶はできない。リサイクルを偽装した不法投棄等が行われないしくみが必要である。（平田委員）
- 地球温暖化対応を強調すべきである。（高戸委員）

(解体業について)

- 中長期的課題として、解体業の許可制度についての検討を追加すべき。(大塚委員)
- 解体業制度検討を含めた建設リサイクル法等を見直しのための議論が必要である。
(嘉門委員長)
- 解体業制度を見直しをしても不法投棄の根絶にはつながらない。(村上委員)

(その他)

- リサイクルの目標指標として「再資源化等率」があるが、単純焼却による減量化量を等率としてリサイクル評価することは、検討の余地がある。(米谷委員)

4. 今後のスケジュール

- 建設リサイクル法の見直しが、法附則第4条に「法完全施行後5年を経過した段階で、法律の施行の状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定されている。現在、建設リサイクル法の点検を行うべく、環境省と調整を行っている。審議は、本小委員会と環境省側の委員会の合同会議で行いたいと考える。スケジュールおよび進め方等を調整中のため、詳細が決定次第改めて連絡する。(事務局)

※次回「第6回委員会」は、11月6日(火)より開催する。時間、場所などの詳細は後日連絡する。

以上